

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年四月一日とするものとする。